

# 後期高齢者医療特別会計

# 後期高齢者医療特別会計

## 1 事業概要

平成 20 年 4 月 1 日に創設された後期高齢者医療制度は、創設から 8 年が経過し現在では国民に十分定着している医療制度となっています。平成 25 年 12 月に施行・公布された『持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律』では、持続可能な医療保険制度として、今後、必要な改革を行っていくこととしており、平成 27 年度からは保険料の軽減範囲についても拡大がされたところです。

後期高齢者医療制度は、長野県後期高齢者医療広域連合が保険者として事業の運営を行い、長野県内全市町村で構成されています。

広域連合と市町村で役割分担が明確化されており、保険料については広域連合が賦課し、市町村が徴収をすることとなっています。

市町村は特別会計を設け、徴収した保険料や決められた事務的経費などを広域連合へ納付していきます。

## 2 加入状況

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

	後期高齢者被保険者数		全人口に占める被保険者の加入割合
	全被保険者数	内障害認定	
平成 27 年度	14,464 人	218 人	14.7 %
平成 26 年度	14,151 人	219 人	14.4 %
平成 25 年度	13,970 人	227 人	14.1 %

## 3 一人当たりの年間医療費の状況

平成 27 年度	817,100 円
平成 26 年度	803,890 円
平成 25 年度	804,261 円

## 4 歳入状況

### (1) 歳入内訳

(単位:円)

区 分	特別徴収保険料 (現年分) ①	普通徴収保険料 (現年分) ②	普通徴収保険料 (滞納繰越分) ③	督促手数料 ④	小計(⑤) ①+②+③+④
平成 27 年度	500,252,200	225,504,000	1,629,342	113,500	727,499,042
平成 26 年度	511,800,500	227,225,700	1,746,085	143,400	740,915,685
平成 25 年度	492,176,600	201,457,873	3,285,845	135,348	697,055,666

区 分	事務費 繰入金⑥	保険基盤安定 繰入金⑦	繰越金 ⑧	保険料 還付金 還付加算金 ⑨	延滞金⑩	合 計 (⑤+⑥+⑦+⑧ +⑨+⑩)
平成 27 年度	30,316,049	219,869,234	18,683,670	1,396,400	45,900	997,810,295
平成 26 年度	27,198,974	208,482,494	16,011,255	195,000	74,700	992,878,108
平成 25 年度	24,243,323	181,552,820	16,899,738	338,000	209,700	920,299,247

## (2) 一般会計繰入金内訳 (単位:円)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
保険基盤安定繰入金	219,869,234	208,482,494	181,552,820
広域連合事務費分	29,588,049	26,896,974	24,087,323
特別会計事務費分	728,000	302,000	156,000
合 計	250,185,283	235,681,468	205,796,143

## (3) 保険料収納状況

ア保険料率 均等割：26・27年度 40,347円 (24・25年度 38,239円)

所得割率：26・27年度 8.10% (24・25年度 7.29%)

イ保険料収納率等の推移

特別徴収：現年度分

(単位：円・%)

年 度	調 定 額①	収入済額②	不 納 欠損額③	収 入 未済額 (①-②-③)	収納率 ②/①	未済額の 年度比較	備 考
27	500,068,700	500,252,200	0	△183,500	100.03		還付未済
26	511,527,100	511,800,500	0	△273,400	100.05		還付未済
25	492,130,400	492,176,600	0	△46,200	100.01		還付未済

※未済額の年度比較＝当該年度－前年度

普通徴収：現年度分

(単位：円・%)

年 度	調 定 額①	収入済額②	不 納 欠損額③	収 入 未済額 (①-②-③)	収納率 ②/①	未済額の 年度比較	備 考
27	227,524,400	225,504,000	0	2,020,400	99.11	△397,900	
26	229,644,000	227,225,700	0	2,418,300	98.95	528,773	
25	203,347,400	201,457,873	0	1,889,527	99.07	△746,373	

※未済額の年度比較＝当該年度－前年度

現年度分計 (特別徴収＋普通徴収)

(単位：円・%)

年 度	調 定 額①	収入済額②	不 納 欠損額③	収 入 未済額 (①-②-③)	収納率 ②/①	未済額の 年度比較	備 考
27	727,593,100	725,756,200	0	1,836,900	99.75	△308,000	
26	741,171,100	739,026,200	0	2,144,900	99.71	301,573	
25	695,477,800	693,634,473	0	1,843,327	99.73	△669,473	

※未済額の年度比較＝当該年度－前年度

滞納繰越分

(単位：円・%)

年度	調定額①	収入済額②	不納欠損額③	収入未済額 (①-②-③)	収納率 ②/①	未済額の 年度比較	備考
27	5,019,872	1,629,342	38,300	3,352,230	32.46	761,458	
26	4,528,782	1,746,085	191,925	2,590,772	38.56	△33,583	
25	6,502,131	3,285,845	591,831	2,624,455	50.53	△1,241,776	

※未済額の年度比較＝当該年度-前年度

現年度分計+滞納繰越分

(単位：円・%)

年度	調定額①	収入済額②	不納欠損額③	収入未済額 (①-②-③)	収納率 ②/①	未済額の 年度比較	備考
27	732,612,972	727,385,542	38,300	5,189,130	99.29	453,458	
26	745,699,882	740,772,285	191,925	4,735,672	99.34	267,890	
25	701,979,931	696,920,318	591,831	4,467,782	99.28	△1,911,249	

※未済額の年度比較＝当該年度-前年度

(4) 保険料の軽減状況 (平成28年3月31日：被保険者数 14,464人) ①

均等割 軽減区分	一般(人)②	被扶養者 (人)③	小計(人) (②+③)④	割合(%) ④/①
9割軽減	2,108	459	2,567	17.75
7割(8.5割)軽減	3,024	415	3,439	23.78
5割軽減	1,683	105	1,788	12.36
2割軽減	1,378	848	2,226	15.39
合計	8,193	1,827	10,020	69.28

※ 被扶養者は軽減割合に関わらず、経過措置で全員が9割軽減となります。  
(被扶養者とは、後期高齢者医療制度加入直前に、被用者保険(市町村国保・国保組合以外)の被扶養者となっていた者。(所得割は賦課されず均等割額が9割軽減となる))

(5) 滞納処分状況

悪質な滞納者に対しては、税の公平性の観点から厳しい処分を行っています。

a 被保険者証の制限 平成28年3月31日現在

	短期被保険者証				資格者証明書
	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	合計	
世帯数	0	0	22	22	0
被保険者数(人)	0	0	22	22	0

※28年1月末：短期者証発行数 (H28年7月末まで有効)

b 差押 平成23年度から、後期高齢者医療保険料の滞納整理を収納課の所管とし、効果的・効率的な収納体制が取られています。

c 分納誓約について 同上

## d 平成 27 年度不納欠損状況

平成 28 年 3 月 31 日現在

不 納 欠 損 事 由		人 数 (人)	総 期 数 (件)	金 額(円)
時 効	執行停止を伴わないもの	1	3	11,300
即 時 欠 損	法第 15 条の 7 第 5 項	0	0	0
執行停止後 3 年経過 法第 15 条の 7 第 4 項	無財産(同条第 1 項 1 号)	1	2	27,000
	生活困窮(同条第 1 項 2 号)	0	0	0
	所在不明(同条第 1 項 3 号)	0	0	0
時 効 (執行停止済)	法第 18 条第 1 項	0	0	0
合 計		2	5	38,300

平成 28 年度	
部	保健医療部
課	国保年金課
係等	国保年金担当

決算書 ページ	324
------------	-----

予算	款	1	総務費	総合計画	基本方針	穏やかに暮らせるまちの形成
	項	1	総務管理費		主要施策	安心を支えるまち
	目	1	一般管理費		基本施策	社会保障制度の充実
	事業	2600010	一般管理費		具体的な施策	後期高齢者保健事業の充実

単位：円

予算現額 ①	決算額(支出済額)②	翌年度繰越額 ③	不用額①-②-③	執行率②/①	
42,000	40,933	0	1,067	97.46%	
特定財源の合計金額	左記の内訳	金額	金額	金額	
42,000		事務費繰入金	42,000		

### 主要な施策（事務事業）の成果の概要

事務費の確保により、後期高齢者事務事業が円滑に遂行できました。

<後期高齢者医療制度 事務内容>

後期高齢者医療制度は、長野県後期高齢者医療広域連合と市町村が、事業運営に係る事務分担を明確にして、運営されています。

<具体的な事務事業>

(1)被保険者証の交付事務

①市町村事務 申請・各種届出の受付、広域連合への申請書等の送付、端末への情報入力  
広域連合から送付された保険証等を被保険者へ交付などを行います。

②広域連合事務 資格確認及び交付決定、被保険者証・交付通知書の打出しなどを行い、市町村へ送付しています。

(2)医療給付事務

①市町村事務 所得状況、世帯状況の把握、負担区分判定、所得状況等の広域連合との連携  
処理（負担区分判定に必要な情報等の送付）などを行います。

②広域連合事務 負担区分の判定、限度額適用、標準負担軽減額認定 医療費等の給付など  
を行います。

(3)保険料の賦課・徴収に係る事務

①市町村事務 保険料の徴収、保険料の減免・徴収猶予に係る申請の受付等を行います。

②広域連合事務 保険料の賦課（保険料率の決定、賦課額の算定、賦課決定 等）を行います。

### 上記の評価と課題等

被保険者証の交付、高額介護合算療養費等給付関係の申請受付事務 等は、大きな問題もなく  
順調に事務が遂行できました。また、給付データの入力事務についても、順調に事務が遂行でき  
ました。

平成 28 年度	
部	保健医療部
課	国保年金課
係等	国保年金担当

決算書 ページ	324
------------	-----

予算	款	1	総務費	総合計画	基本方針	穏やかに暮らせるまちの形成
	項	2	徴収費		主要施策	安心を支えるまち
	目	1	徴収費		基本施策	社会保障制度の充実
	事業	2600030	徴収費		具体的な施策	後期高齢者保健事業の充実

単位：円

予算現額 ①	決算額(支出済額)②	翌年度繰越額 ③	不用額①-②-③	執行率②/①	
795,000	793,549	0	1,451	99.82%	
特定財源の合計金額	左記の内訳	細節名	金額	細節名	金額
793,000		事務費繰入金	686,000		
		督促手数料	107,000		

### 主要な施策（事務事業）の成果の概要

事務費の確保により、後期高齢者医療保険料徴収事務が円滑に遂行できました。

- ・ 保険料納入通知書送付用封筒の印刷
- ・ 後期高齢者医療担当者ハンドブックの購入（2冊）

#### <後期高齢者医療制度 事務内容>

後期高齢者医療制度は、長野県後期高齢者医療広域連合と市町村が、事業運営に係る事務分担を明確にして、運営されています。

#### <具体的な事務事業>

##### (1)被保険者証の交付事務

- ①市町村事務 申請・各種届出の受付、広域連合への申請書等の送付、端末への情報入力  
広域連合から送付された保険証等を被保険者へ交付などを行います。
- ②広域連合事務 資格確認及び交付決定、被保険者証・交付通知書の打出しなどを行い、市町村へ送付しています。

##### (2)医療給付事務

- ①市町村事務 所得状況、世帯状況の把握、負担区分判定、所得状況等の広域連合との連携  
処理（負担区分判定に必要な情報等の送付）などを行います。
- ②広域連合事務 負担区分の判定、限度額適用、標準負担軽減額認定 医療費等の給付などを行います。

##### (3)保険料の賦課・徴収に係る事務

- ①市町村事務 保険料の徴収、保険料の減免・徴収猶予に係る申請の受付等を行います。
- ②広域連合事務 保険料の賦課（保険料率の決定、賦課額の算定、賦課決定 等）を行います。

### 上記の評価と課題等

収納課との連携等により、適切かつ効率的な保険料徴収事務が行われ、現年度分については、昨年と同様に 99.7%台を確保し、高い水準にあります。

後期高齢者医療制度も創設から 8 年が経過し、この医療制度も市民に定着してきており、27 年度予算で、保険料についてのパンフレットを作成し、28 年度において活用していくこととしています。

事務費を確保することにより、円滑な収納事務ができました。

平成 28 年度	
部	保健医療部
課	国保年金課
係等	国保年金担当

決算書 ページ	324
------------	-----

予算	款	2	後期高齢者医療広域連合納付金	総合計画	基本方針	穏やかに暮らせるまちの形成
	項	1	後期高齢者医療広域連合納付金		主要施策	安心を支えるまち
	目	1	後期高齢者医療広域連合納付金		基本施策	社会保障制度の充実
	事業	2600070	広域連合納付金		具体的な施策	後期高齢者保健事業の充実

単位：円

予算現額 ①	決算額(支出済額)②	翌年度繰越額 ③	不用額①-②-③	執行率②/①	
983,077,000	979,578,305	0	3,498,695	99.6%	
特定財源の合計金額	左記の内訳	細節名	金額	細節名	金額
249,459,000		事務費繰入金	29,589,000		
		保険基盤安定繰入金	219,870,000		

### 主要な施策（事務事業）の成果の概要

後期高齢者医療保険の保険者である『長野県後期高齢者医療広域連合』へ、法令等で定められた納付金を納入することにより、健全な運営が保たれています。

#### <納付金の支払い額>

- ・ 保険料等納付金・・・730,121,022 円
- ・ 保険基盤安定納付金：219,869,234 円
- ・ 事務費負担金：29,588,049 円

※支払額は広域連合通知による。

#### <制度概要>

##### ①保険料納付金

広域連合と市町村の役割分担が明確化されており、広域連合は保険料の賦課、市町村は保険料の徴収事務を担うこととされており、市町村は徴収した保険料等については、特別会計を設け、広域連合へ納付します。（高齢者の医療の確保に関する法律第 105 条）

##### ②保険基盤安定納付金

低所得者等の保険料軽減分について、市町村と県がそれぞれ公費で負担します。（県 3/4・市 1/4）

市町村は、広域連合の条例の定めるところにより、減額した保険料相当分を特別会計へ繰り入れ、広域連合へ納付します。（高齢者の医療の確保に関する法律第 99 条）

##### ③事務費負担金

事業運営に係る共通経費として、前年度 10 月 1 日現在の人口を基準に、市町村均等割 10%、人口割 45%、高齢者人口割 45%で算定した額を、広域連合へ納付します。

（広域連合規約第 17 条による）

### 上記の評価と課題等

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、決められた納付金を適正に納入することができました。



平成 28 年度	
部	保健医療部
課	国保年金課
係等	国保年金担当

決算書 ページ	324
------------	-----

予算	款	3	諸支出金	総合計画	基本方針	穏やかに暮らせるまちの形成
	項	1	償還金及び還付加算金		主要施策	安心を支えるまち
	目	1	保険料還付金		基本施策	社会保障制度の充実
	事業	2600080	保険料還付金		具体的な施策	後期高齢者保健事業の充実

単位：円

予算現額 ①	決算額(支出済額)②	翌年度繰越額 ③	不用額①-②-③	執行率②/①
1,232,000	1,231,700	0	300	99.9%
特定財源の合計金額	左記の内訳	金額	金額	金額
1,231,700		保険料還付金	1,231,700	

### 主要な施策（事務事業）の成果の概要

所得の減額更正等により、過年度へ遡及して保険料の減額更正が行われ、それに伴い発生する保険料の還付事務を適切に遂行することができました。

後期高齢者医療被保険者還付金の推移

(単位：円・人)

年度	還付した額(内)充当額	還付対象者	充当対象者
平成 27 年度	1,231,700 (内)4,400	67	1
平成 26 年度	167,000 (内)4,500	20	1
平成 25 年度	338,000 (内)3,100	39	2

### 上記の評価と課題等

過年度分保険料の還付事務が、必要な財源の確保により迅速に対応できました。

後期高齢者医療制度の保険料の徴収権が2年間の消滅時効の期間を設けていることに鑑み、賦課権についても2年間の期間制限を設けていましたが、介護保険料について大阪高等裁判所の判決で、減額賦課について期間制限に服さないこととされたため、後期高齢者医療の保険料についても同様の取り扱いになり、平成26年度賦課分までの減額更正を行う場合は期間の制限なく更正できることになったため、還付金額が増加しています。平成27年度以降の保険料については、賦課権に2年間の期間制限が設けられたため、今後は減額になると思われます。

平成 28 年度	
部	保健医療部
課	国保年金課
係等	国保年金担当

決算書 ページ	324
------------	-----

予算	款	3	諸支出金	総合計画	基本方針	穏やかに暮らせるまちの形成
	項	1	償還金及び還付加算金		主要施策	安心を支えるまち
	目	2	還付加算金		基本施策	社会保障制度の充実
	事業	2600085	還付加算金		具体的な施策	後期高齢者保健事業の充実

単位：円

予算現額 ①	決算額(支出済額)②	翌年度繰越額 ③	不用額①-②-③	執行率②/①
165,000	164,700	0	300	99.9%
特定財源の合計金額	左記の内訳	金額	金額	金額
164,700 円	還付加算金	164,700		

### 主要な施策（事務事業）の成果の概要

後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という）の還付金（過誤納金）が発生した場合、地方税法に準じ、保険料が納付された翌日から起算して支払いが決定された日までの間の日数に応じ、年1.9%(平成27年1月1日からは1.8%)の割合を乗じて計算した額を、還付すべき過誤能額(保険料)に加算します。

後期高齢者医療保険料還付加算金

(単位：円・人)

年 度	還付した額	(内) 充当額	加算金対象者	充当対象者
平成 27 年度	164,700	0	17	0

### 上記の評価と課題等

適切に保険料還付加算金事務が遂行できました。  
また、必要な財源の確保により該当者への迅速な対応ができました。